

津山圏域 2種免許取得支援 補助制度のお知らせ



津山圏域1市5町（津山市、鏡野町、奈義町、勝央町、久米南町、美咲町）で構成する「津山圏域公共交通連絡協議会」は、地域の公共交通維持・確保のため、「津山圏域第2種免許取得支援補助金」制度を再度実施します。

新たに2種免許を取得する者に対して、取得費用を負担し、雇用する旅客自動車運送事業者に対して、負担額の1/2（女性の場合は3/4）を補助します。

運転手不足に悩む事業者さんは、ぜひ制度をご活用ください！

【申請受付期間】

令和3年9月1日～令和5年3月31日

【申請先】

津山圏域公共交通連絡協議会 事務局（津山市産業文化部商業・交通政策課）

【補助金内容】

- ① 事業者が免許取得者に対して負担した経費の1/2
（免許取得者が女性の場合は3/4）
- ② 補助上限額 1名あたり20万円（女性の場合は30万円）
1事業者あたり延べ10人まで（年度当）



【申請の条件】

- ① 2種免許の取得者に対して経費を事業者が負担していること。
（免許取得期間は R3.4.1～R5.3.31）
- ② 免許取得者を1年以上雇用すること。
（雇用対象期間 R3.4.1～R6.3.31）
- ③ **津山圏域**（津山市・鏡野町・奈義町・勝央町・久米南町・美咲町）
に事業所・営業所を有する旅客自動車運送事業者であること。



申請先

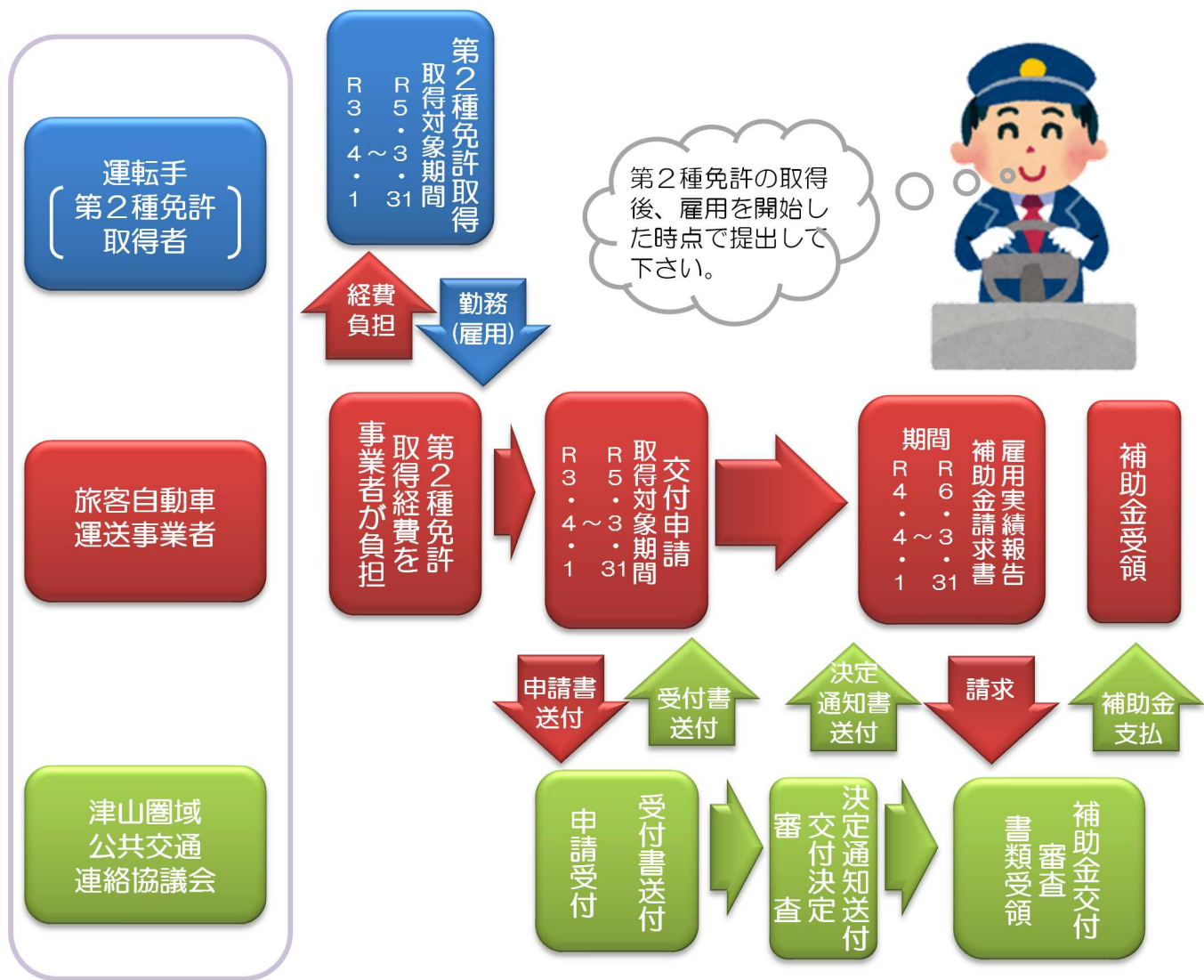
津山圏域公共交通連絡協議会（津山市商業・交通政策課）（Tel0868-32-2075）
〒708-8501 津山市山北520番地

問合せ先

鏡野町まちづくり課	（Tel0868-54-2982）
奈義町総務課	（Tel0868-36-4111）
久米南町総務課	（Tel086-728-2111）
勝央町総務部	（Tel0868-38-3111）
美咲町くらし安全課	（Tel0868-66-1112）
津山市商業・交通政策課	（Tel0868-32-2075）



～第2種免許取得 支援補助制度の流れ～



問合せ先

津山市商業・交通政策課
鏡野町まちづくり課
奈義町総務課
勝央町総務部
美咲町くらし安全課
久米南町総務課

(Tel0868-32-2075)
(Tel0868-54-2982)
(Tel0868-36-4111)
(Tel0868-38-3111)
(Tel0868-66-1112)
(Tel086-728-2111)

津山圏域 第2種免許取得支援補助金制度

目的

公共交通の運転手は、高齢化・成り手不足が加速度的に進行しています。

そのため、事業者は後継者・人員不足により、事業者廃業や路線縮小を余儀なくされています。

津山圏域(津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町)では、「津山圏域第2種免許取得支援補助金」制度を創設し、公共交通の維持確保を図るとともに、有資格者の正社員化の促進及び公共交通における女性雇用機会の増加、事業者の後継者不足の解消、津山圏域内における雇用の安定化を図ることを目的とする。

補助内容

旅客自動車運送事業者が、新たに「第2種免許」を取得する者の取得費用を(一部)負担し、かつ、その者を1年以上継続して雇用する(すでに雇用している者及び役員も可)場合に、負担額の1/2(女性の場合は3/4)を補助します。

また、取得者1人あたりの補助上限額は20万円(女性の場合は30万円)、1社あたり10人まで(年度当)の補助となります。

【例】第2種免許取得者が男性の場合



申請条件

申請には、次のような条件があります。

- ① 「第2種免許取得に係る経費を事業者が負担」していること。

ただし、免許の取得期間(該当となる免許の取得日)は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間に限ります。

- ② 「免許取得者を1年以上雇用」すること。

免許取得後、1年間の継続雇用が必須となります。(既に雇用している従業員・役員が新たに取得する場合も対象となります。)申請から1年後に「雇用実績が証明できる書類」を提出していただきます。

- ③ 津山圏域(津山市・鏡野町・奈義町・勝央町・久米南町・美咲町)に事業所・営業所を有する旅客自動車運送事業者であること。

旅客自動車運送事業者とは、「路線バス」「タクシー」「貸切バス」の事業者が対象です。貨物輸送事業者は対象となりません。

氏名 ○ ○ ○ ○ 平成 年 月 日生

住所 岡山県津山市 ○ ○ ○ 1111

交付 令和 年 月 日 00000 日まで有効

免許の条件等 [優良]

番号 第 1111 1111 1111 号

二・小・機 令和00年00月00日 種 大型 中型 大型 二 中 大 特 三

二種 令和00年00月00日

運転免許証 岡山県公安委員会

申請期間

令和3年9月1日(水) から 令和5年3月31日(金) まで

申請先

津山圏域公共交通連絡協議会 事務局(津山市産業文化部商業・交通政策課)

〒708-8501 岡山県津山市山北520 津山市役所東庁舎2階
TEL (0868)32-2075 FAX (0868)32-2154

注1) 書面でのみ受付します。E-mail、FAXでの受付はいたしません。
注2) 窓口での受付は、市役所の開庁時間に限りです。

申請書類など(①から⑩)

- ① 津山圏域第2種免許取得支援補助金 交付申請書(様式第1号) 【必須】
☞ 記入例を参考にしてください。
- ② 津山圏域を構成する自治体の市税又は町税の完納証明書 【必要に応じて】
☞ 津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町の完納証明書
ただし、課税されている自治体分のみでかまいません。
(申請日の1ヵ月前以降に発行されたもの)
- ③ 企業概要書(様式第2号) 【必須】
☞ 企業概要を記入してください。(記入例を参考)
- ④ 旅客自動車運送事業者であることを確認できるものの写し 【必須】
☞ 事業の申請許可証、免状、登記事項証明書など
登記事項証明書の場合は、申請日の3ヵ月前以降に発行されたもの。
- ⑤ 従業員数を証明する書類の写し 【必須】
☞ 雇用台帳、健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書など、
従業員の人数がわかるものの写しを添付してください。
- ⑥ 実績報告書(様式第3号) 【必須】
☞ 対象となる、新規に第2種免許を取得した者の取得方法、取得に際して企業が
負担した内容などを記載してください。(記入例を参考)
- ⑦ 運転免許証の写し 【必須】
☞ 対象となる新規に免許を取得した者の免許証の写しを添付してください。
- ⑧ 自動車教習所への支払いが証明できる書類の写し 【必須】
☞ 申請者(事業者)又は免許取得者が、自動車教習所に対して免許取得費用を支
払ったことが証明できるものを添付してください。領収書等の写しでかまいま
せん。

- ⑨ その経費を負担したことが証明できる書類の写し【必要に応じて】
☞ 申請者(事業者)が、免許取得経費を免許取得者へ支払ったことがわかるもの。
教習所ではなく、直接免許取得者へ支払をした場合などに添付してください。
例) 受領書、振込証など
- ⑩ 誓約書【必須】
☞ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に
基づく誓約書です。

申請期間

申請後、免許取得者を1年以上継続雇用することが、請求の条件となります。
条件を満たした後、「雇用実績を証明できる書類」を添付した、請求書(様式第5号)に
て補助金を請求してください。
なお、申請後1年間を経過したら、申請者(事業者)に対して事務局から請求についての
有無の確認連絡をいたします。

- ※ 請求条件となる1年間の間で、申請者(事業者)内で、異動・職種変更が生じてもか
まいませんが、免許取得者が他社へ転職(グループ内企業を含む)した場合は、
条件を満たしたことにはなりませんのでご注意ください。
- ※ 「雇用実績を証明できる書類」とは、運転手台帳、雇用台帳など、雇用から1年が経
過した後に、作成・調整した書類をいいます。

その他

以下に該当するときは、「補助金の全部若しくは一部を交付しない」あるいは、「交付し
た補助金の全部若しくは一部の返還」を命ずる場合があります。

- ① 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6
号に規定する暴力団員が役員となっているとき
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又
は暴力団員と密接な関係を有しているとき

